第十八条第一項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第二十一条中第五号を第五号の二とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

第二十一条の二中第五号を第五号の二とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

第二十一条の二第六号中「第七百六十三条第十号」を「第七百六十三条第一項第十号」に改める。

第二十一条の三及び第二十一条の四を次のように改める。

（管理契約の認可の申請）

第二十一条の三　無尽会社は、無尽業法第二十一条の七の規定による管理の委託又は受託の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　株主総会の議事録

二　最近の日計表

三　管理契約の内容を記載した書面

四　管理事務執行の方法

（管理契約の解除の認可の申請）

第二十一条の四　無尽会社は、無尽業法第二十一条の十一第三項において準用する同法第二十一条の七の規定による管理契約の解除の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　株主総会の議事録

第二十三条を次のように改める。

（届出事項）

第二十三条　無尽業法第三十五条の二の四に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　商号の変更、資本金の額の変更又は支店の設置による定款変更の認可を受けてこれを実行した場合

二　無尽業法第七条第三号及び第四号、第二十一条並びに第二十一条の七（同法第二十一条の十一第三項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けた事項を実行した場合

三　無尽会社の取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は支配人の就任又は退任があった場合

四　無尽会社を代表する取締役又は無尽会社の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあっては無尽会社の常務に従事する取締役、代表執行役又は執行役）の就任又は退任があった場合（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

五　無尽会社の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）又は支配人であって、他の会社の常務に従事する者がその会社の常務に従事しないこととなった場合

六　代理店契約を変更、消滅若しくは更新する場合又は代理店主の住所、氏名若しくは職業の変更があった場合

七　無尽の抽選又は入札を行う会場を無尽会社の営業所又は代理店以外の位置に設置した場合

八　管理契約を終了した場合

九　支払停止をした場合又は支払停止中の無尽会社が支払を開始した場合

十　再生手続開始の申立てをし、再生計画認可の決定が確定し、又は再生計画がその効力を失った場合

十一　破産手続開始の決定を受け、破産手続開始の決定に対して抗告をし、又は抗告に対して裁判所の決定を受けた場合

2　次の各号に掲げる場合の届出を行う無尽会社は、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

一　前項第二号に掲げる場合（無尽業法第二十一条（無尽会社を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡に係る部分に限る。）の規定により認可を受けた事項を実行した場合に限る。）　同法第二十一条の五第一項の規定により公告をしたことを証する書面

二　前項第六号に掲げる場合　同号の規定により変更した代理店契約又は代理店主の内容を記載した書面

業務報告書雛形の備考一中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

監査書雛形中「委員会設置会社ニ在リテハ、提出者欄」を「監査等委員会設置会社ニ在リテハ提出者欄ノ「監査役」ヲ「監査等委員」ニ、指名委員会等設置会社ニ在リテハ提出者欄」に、「委員会設置会社ニ在リテハ、監査委員」を「監査等委員会設置会社ニ在リテハ監査等委員、指名委員会等設置会社ニ在リテハ監査委員」に改める。

附属明細書ひな形中「委員会設置会社にあっては、提出者欄」を「指名委員会等設置会社にあっては、提出者欄」に改め、同ひな形1(3)の表記載上の注意中「委員会設置会社にあっては」に改め、同ひな形2(1)の表記載上の注意2中「業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者」を「業務執行者（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第6号イ又は口に掲げる者をいう。3において同じ。）」に「第121条第7号」を「第121条第8号」に「以下同じ」を「3において同じ」に改め、同記載上の注意3中「業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者」を「業務執行者」に改める。

（船主相互保険組合法施行規則の一部改正）

第二条　船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年大蔵省運輸省令第二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出し中「責任追及の訴え」を「組合員による責任追及の訴え」に改め、同条中「責任追及等の訴え」を「株主による責任追及等の訴え」に改める。

第十七条の見出し中「訴え」を「組合が責任を追求する訴え」に改め、同条中「責任追及等の訴え」を「株主による責任追及等の訴え」に改め、同条第二号中「発起人」を「法第二十条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる者」に改め、同条第三号中「発起人に」を「前号の者に」に改める。

（子会社）

第十九条の二　法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定めるものは、同号に規定する組合が他の会社等（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二条第三項第二号（定義）に規定する会社等をいう。以下この条において同じ。）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2　前項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

一　他の会社等（次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社（法第三十一条第五号に規定する子会社をいう。）及び子法人等（会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。）を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ　破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ　その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等